

○ 総務省令第五十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月三日

総務大臣 林 芳正

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令

（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部改正）

第一条 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(陸上移動中継局)</p> <p>第五条の二 陸上移動中継局(基地局、高高度基地局及び陸上移動局の免許人に使用させるために開設するものに限る。)は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。</p> <p>一 その局の免許を受けようとする者は、その局を基地局、高高度基地局及び陸上移動局の免許人に使用させるための業務の実施について適切な計画を有し、かつ、当該計画を実施するに足る能力を有するものであること。</p> <p>〔二 略〕</p> <p>二 第一号の業務におけるその局の使用条件は、次の要件に適合するものであること。</p> <p>(1) その局を使用する者が行うことができる通信の中継は、その者が開設する基地局、高高度基地局又は陸上移動局相互間のものに限られること。</p> <p>〔(2)～(5) 略〕</p> <p>〔四・五 略〕</p> <p>第七条の三 特別業務の局であつて、既設の無線局の通信を抑制する業務の用に供するものについては、前条の規定にかかわらず、次の各号の条件を満たすものでなければならない。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>一 その局は、次に掲げる既設の無線局(第三号において「携帯無線通信等の無線局」という。)の通信を抑制し、建物その他の施設における静穏を保持することその他一定の公共の利益のために行われることを目的として開設するものであること。</p> <p>(1) 携帯無線通信(設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信をいう。)を行う基地局若しくは高高度基地局(以下この(1)において「基地局等」という。)、陸上移動中継局(基地局等と同一の周波数を使用するものに限る。)又は陸上移動局(基地局等と同一の周波数の中継するものに限る。)</p> <p>(2) 広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局(基地局と同一の周波数を使用するものに限る。)(3)において同じ。)又は陸上移動局(基地局と同一の周波数の中継するものに限る。)</p> <p>〔(3)・(4) 略〕</p> <p>〔三 略〕</p>	<p>(陸上移動中継局)</p> <p>第五条の二 陸上移動中継局(基地局及び陸上移動局の免許人に使用させるために開設するものに限る。)は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。</p> <p>一 その局の免許を受けようとする者は、その局を基地局及び陸上移動局の免許人に使用させるための業務の実施について適切な計画を有し、かつ、当該計画を実施するに足る能力を有するものであること。</p> <p>〔二 同上〕</p> <p>三 〔同上〕</p> <p>(1) その局を使用する者が行うことができる通信の中継は、その者が開設する基地局又は陸上移動局相互間のものに限られること。</p> <p>〔(2)～(5) 同上〕</p> <p>〔四・五 同上〕</p> <p>第七条の三 〔同上〕</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>(1) 携帯無線通信(設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信をいう。)を行う基地局、陸上移動中継局(基地局と同一の周波数を使用するものに限る。以下この号において同じ。)又は陸上移動局(基地局と同一の周波数の中継するものに限る。以下この号において同じ。)</p> <p>(2) 広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局</p> <p>〔(3)・(4) 同上〕</p> <p>〔三 同上〕</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(電波法施行規則の一部改正)

第二条 電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(業務の分類及び定義)</p> <p>第三条 宇宙無線通信の業務以外の無線通信業務を次のとおり分類し、それぞれ当該各号に定めるとおり定義する。</p> <p>〔一〇七の三 略〕</p> <p>八 陸上移動業務 <u>基地局若しくは高高度基地局と陸上移動局（陸上移動受信設備（第八号の三の携帯受信設備を除く。）を含む。次条第一項第六号及び第六号の二において同じ。）との間又は陸上移動局相互間の無線通信業務（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）をいう。</u></p> <p>〔八の二〇二十 略〕</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>(無線局の種別及び定義)</p> <p>第四条 無線局の種別を次のとおり定め、それぞれ当該各号に定めるとおり定義する。</p> <p>〔一〇六 略〕</p> <p>六の二 <u>高高度基地局 陸上移動局と通信（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）を行うため地表又は水面から五〇キロメートル以下の高さの空域に開設する移動しない無線局をいう。</u></p> <p>〔七・七の二 略〕</p> <p>七の三 陸上移動中継局 <u>基地局又は高高度基地局と陸上移動局との間及び陸上移動局相互間の通信を中継するため陸上に開設する移動しない無線局をいう。</u></p> <p>八 陸上局 海岸局、航空局、<u>基地局、高高度基地局、</u>携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局その他移動中の運用を目的としない移動業務を行う無線局をいう。</p> <p>〔九〇二十九 略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 <u>設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局についての前条第一項第五号及び第一項第十二号の規定の適用については、前条第一項第五号中「第七号の三、第十二号」とあるのは「第七号の三」と、第一項第十二号中「陸上を」とあるのは「陸上（河川、湖沼、領海その他これらに連する水域を含む。）及びその上空を」とする。</u></p> <p>4 <u>設備規則第三条第十五号に規定するローカル5Gの無線局についての前条第一項第五号及び第一項の規定の適用については、前条第一項第五号中「湖沼」とあるのは「湖沼、領海の外側を除く海域」と、第一項第十二号中「陸上を」とあるのは「陸上及びその上空を」とする。</u></p> <p>5 <u>設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局についての第一項第十二号の規定の適用については、第一項第十二号中「陸上を」とあるのは、「陸上及びそ</u></p>	<p>(業務の分類及び定義)</p> <p>第三条 〔同上〕</p> <p>〔一〇七の三 同上〕</p> <p>八 陸上移動業務 <u>基地局と陸上移動局（陸上移動受信設備（第八号の三の携帯受信設備を除く。）を含む。次条第一項第六号において同じ。）との間又は陸上移動局相互間の無線通信業務（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）をいう。</u></p> <p>〔八の二〇二十 同上〕</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>(無線局の種別及び定義)</p> <p>第四条 〔同上〕</p> <p>〔一〇六 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔七・七の二 同上〕</p> <p>七の三 陸上移動中継局 <u>基地局と陸上移動局との間及び陸上移動局相互間の通信を中継するため陸上に開設する移動しない無線局をいう。</u></p> <p>八 陸上局 海岸局、航空局、<u>基地局、</u>携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局その他移動中の運用を目的としない移動業務を行う無線局をいう。</p> <p>〔九〇二十九 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>3 <u>設備規則第三条第十五号に規定するローカル5Gの無線局についての前条第一項及び第一項の規定の適用については、前条第二項第五号中「河川、湖沼その他これらに連する水域」とあるのは「河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに連する区域」とする。</u></p> <p>〔新設〕</p>

の上空を」とする。

(請求の単位)

第十一条の二の五 混信又はふくそうに関する調査に係る前条第一項の請求は、次に掲げる無線局の種別に従い、開設又は変更しようとする無線局の送信設備の設置場所及び周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数ごとに行わなければならない。

〔一〇六 略〕

六の二 高高度基地局

〔七〇二十五 略〕

〔2・3 略〕

(定期検査を行わない無線局)

第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

〔一〇四 略〕

四の二 高高度基地局(空中線電力が一ワット以下のものに限る。)

〔五〇二十六 略〕

(監視制御機能及び保守運用体制に係る対策に関する確認等)

第四十三条の六 運用規則第百三十七条の二第一項に規定する基地局又は高高度基地局の免許人は、同項各号に規定する監視制御機能及び保守運用体制に係る対策を講じていることについて、当該免許人に属する基地局又は高高度基地局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局長(以下この条において「所轄総合通信局長」という。)に確認を求めることができる。

〔2〇8 略〕

附則

〔1〇6 略〕

〔削る〕

別表第二号 変更検査を要しない場合(第十条の四関係)

一 無線設備の設置場所の変更で次に掲げるもの場合

〔(1)〇(5) 略〕

(6) 高高度基地局に係るもの(総務大臣又は総合通信局長が法第十七条第一項の許可に際し、当該変更について検査を要しない旨を申請者に対して通知したものに限る。)

(7) 高度一八キロメートル以上に開設する固定局に係るもの(総務大臣又は総合通信局長が法第十七条第一項の許可に際し、当該変更について検査を要しない旨を申請者に対して通知したものに限る。)

(請求の単位)

第十一条の二の五 〔同上〕

〔一〇六 同上〕

〔新設〕

〔七〇二十五 同上〕

〔2・3 同上〕

(定期検査を行わない無線局)

第四十一条の二の六 〔同上〕

〔一〇四 同上〕

〔新設〕

〔五〇二十六 同上〕

(監視制御機能及び保守運用体制に係る対策に関する確認等)

第四十三条の六 運用規則第百三十七条の二第一項に規定する基地局の免許人は、同項各号に規定する監視制御機能及び保守運用体制に係る対策を講じていることについて、当該免許人に属する基地局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局長(以下この条において「所轄総合通信局長」という。)に確認を求めることができる。

〔2〇8 同上〕

附則

〔1〇6 同上〕

7 設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行つ無線局及び同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局についての第三条第二項及び第四条第一項の規定の適用については、当分の間、第三条第二項第五号中「水域」とあるのは「区域」と、第四条第一項第十二号中「(船上通信局を除く。)」とあるのは「(船上通信局を除き、陸上移動業務に係る実用化試験局を含む。)」とする。

別表第二号 〔同上〕

一 〔同上〕

〔(1)〇(5) 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

⑧ 略

一 無線設備の変更の工事のうち第十条第二項の規定により軽微なものとされるもの以外のものであつて、次に掲げるものの場合

〔(1)～(8) 略〕

(9) 送信空中線又は送信給電線の変更の工事であつて、次に掲げるもののうち、総務大臣又は総合通信局長が法第十七条第一項の許可に際し、当該変更の工事について検査を要しない旨を申請者に対して通知したもの

ア 固定局、基地局、高高度基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上移動局、携帯局、携帯移動地球局（設備規則第四十九条の二十四の二又は第四十九条の二十四の三において無線設備の条件が定められているものに限る。）及びV S A T地球局の工事

〔イ・ウ 略〕

〔(9)～(8) 略〕

別表第二号の二の二（第11条の2の3関係）

無線局の種別	情報提供項目
[1～4 略]	
5 地上一般放送局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、 <u>基地局</u> 、 <u>高高度基地局</u> 、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、実験試験局及び海岸局（9の項から11の項までに掲げる無線局を除く。）	[略]
[6～11 略]	

[注1・2 略]

別表第二号の二の四（第11条の2の4第2項関係）

無線局情報提供請求書

年 月 日

収入印紙貼付欄 （収入印紙を必要額を超えて貼っている場合は、請求書の余白に「過納承諾氏名」のように記入してください。）
--

(何) 総合通信局長（沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。）殿

⑥ 同上

一 同上

〔(1)～(8) 同上〕

(9) 同上

ア 固定局、基地局、高高度基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上移動局、携帯局、携帯移動地球局（設備規則第四十九条の二十四の二又は第四十九条の二十四の三において無線設備の条件が定められているものに限る。）及びV S A T地球局の工事

〔イ・ウ 同上〕

〔(9)～(8) 同上〕

別表第二号の二の二（第11条の2の3関係）

無線局の種別	情報提供項目
[1～4 同左]	
5 地上一般放送局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、 <u>基地局</u> 、 <u>高高度基地局</u> 、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、実験試験局及び海岸局（9の項から11の項までに掲げる無線局を除く。）	[同左]
[6～11 同左]	

[注1・2 同左]

別表第二号の二の四（第11条の2の4第2項関係）

無線局情報提供請求書

年 月 日

収入印紙貼付欄 （収入印紙を必要額を超えて貼っている場合は、請求書の余白に「過納承諾氏名」のように記入してください。）
--

(何) 総合通信局長（沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。）殿

請求者（注1）  
住 所  
氏名又は名称  
法 人 番 号  
代表者氏名

電波法第25条第2項の規定に基づき、下記のとおり混信又はふくそうに関する調査に係る無線局情報の提供を請求します。

記

[1～5 略]

[略]

[注1・2 略]

3 2の開設又は変更をしようとする無線局の概要については、次によること。

[ (1) 略]

(2) (3)の種別は、第11条の2の5第1項各号又は第2項各号に掲げる無線局の種別を、次の表に掲げる記号により記載すること。

無線局の種別	記号	無線局の種別	記号	無線局の種別	記号
[略]					
基地局	FB	高高度基地局	FH	携帯基地地球局	TYP
特別業務の局	SP	携帯基地局	FP	地球局	TC

[ (3) ～ (7) 略]

[4～6 略]

別表第五号 定期検査の実施時期（第四十一条の四関係）

[1～5 略]

五の二 高高度基地局 五年

[六～八 略]

九 陸上局（海岸局、航空局、基地局、高高度基地局、携帯基地局、無線呼出局及び陸上移動中継局を除く。） 五年

[十～三十三 略]

別表第五号の二 免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の検査実施報告書の様式（第41条の5関係）

[様式略]

[注1～6 略]

7 設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信（同条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。）を行う基地局及び高高度基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無

請求者（注1）  
住 所  
氏名又は名称  
法 人 番 号  
代表者氏名

電波法第25条第2項の規定に基づき、下記のとおり混信又はふくそうに関する調査に係る無線局情報の提供を請求します。

記

[1～5 同左]

[同左]

[注1・2 同左]

3 [同左]

[ (1) 同左]

(2) [同左]

無線局の種別	記号	無線局の種別	記号	無線局の種別	記号
[同左]					
基地局	FB	携帯基地地球局	TYP	特別業務の局	SP
携帯基地局	FP	地球局	TC		

[ (3) ～ (7) 同左]

[4～6 同左]

別表第五号 定期検査の実施時期（第四十一条の四関係）

[1～5 同左]

[新設]

[六～八 同左]

九 陸上局（海岸局、航空局、基地局、携帯基地局、無線呼出局及び陸上移動中継局を除く。） 五年

[十～三十三 同左]

別表第五号の二 [同左]

[様式同左]

[注1～6 略]

7 設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信（同条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。）を行う基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステ

線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局並びに同条第15号に規定するローカル5Gの基地局にあつては、第43条の6第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第9条の5に規定する外部参照信号同期機能を利用しているという情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。

別表第五号の三 免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の点検実施報告書の様式（第41条の6関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

[様式略]

[注1～3 略]

4 備考の欄には、法第10条第2項の点検である場合には「予備免許通知書の番号」、法第18条第2項の点検である場合には「変更許可通知書の番号」を記載すること。設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信（同条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。）を行う基地局及び高高度基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局並びに同条第15号に規定するローカル5Gの基地局にあつては、第43条の6第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第9条の5に規定する外部参照信号同期機能を利用しているという情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。

[5～8 略]

別表第五号の九 監視制御機能・保守運用体制確認申請書の様式（第43条の6第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

ム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局及び同条第15号に規定するローカル5Gの基地局にあつては、第43条の6第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第9条の5に規定する外部参照信号同期機能を利用しているという情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。

別表第五号の三 [同左]

[様式同左]

[注1～3 同左]

4 備考の欄には、法第10条第2項の点検である場合には「予備免許通知書の番号」、法第18条第2項の点検である場合には「変更許可通知書の番号」を記載すること。設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信（同条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。）を行う基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局及び同条第15号に規定するローカル5Gの基地局にあつては、第43条の6第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第9条の5に規定する外部参照信号同期機能を利用しているという情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。

[5～8 同左]

別表第五号の九 [同左]

監視制御機能・保守運用体制確認申請書

長 年 月 日

(何) 総合通信局長 殿 (注1)

申請者 (注2) 郵便番号  
住 所  
氏名又は名称  
法人番号  
代表者氏名

申請の内容に関する連絡先  
所属、氏名 (フリガナ)  
電話番号  
電子メールアドレス

電波法施行規則第43条の6の規定に基づき、下記のとおり無線局運用規則第137条の2第1項の2第2項において準用する同条第1項 (注3) に規定する監視制御機能及び保守運用体制に係る対策を講じていることについて確認を求めます。

記

- 1 対象の無線局 (注4)
- 2 [略]

短 辺 (日本産業規格A列4番)

[注1～3 略]

4 運用規則第137条の2第1項又は第2項に規定する基地局又は高高度基地局のうち対象となる無線局を「令和○年度に定期検査の指定を受けた無線設備規則第3条第4号の5に規定する通信を行う基地局」のように記載すること。

[5～8 略]

監視制御機能・保守運用体制確認申請書

長 年 月 日

(何) 総合通信局長 殿 (注1)

申請者 (注2) 郵便番号  
住 所  
氏名又は名称  
法人番号  
代表者氏名

申請の内容に関する連絡先  
所属、氏名 (フリガナ)  
電話番号  
電子メールアドレス

電波法施行規則第43条の6の規定に基づき、下記のとおり無線局運用規則第137条の2第1項の2第2項において準用する同条第1項 (注3) に規定する監視制御機能及び保守運用体制に係る対策を講じていることについて確認を求めます。

記

- 1 対象の基地局 (注4)
- 2 [同左]

短 辺 (日本産業規格A列4番)

[注1～3 同左]

4 運用規則第137条の2第1項又は第2項に規定する基地局のうち対象となる基地局を「令和○年度に定期検査の指定を受けた無線設備規則第3条第4号の5に規定する通信を行う基地局」のように記載すること。

[5～8 同左]

備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の「重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。」

(無線局免許手続規則の一部改正)

第三条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前																						
<p>(免許の単位)</p> <p>第一条 無線局の免許の申請は、次に掲げる無線局の種別に従い、送信設備の設置場所(移動する無線局のうち、人工衛星局については人工衛星、船舶局、遭難自動通報局(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。)、航空機局、無線航行移動局、人工衛星局、船舶地球局及び航空機地球局以外のものについては送信装置とする。)ごとに行わなければならない。</p> <p>〔一〇三 略〕</p> <p>四</p> <p>〔(1)・(2) 略〕</p> <p>〔(3) 高高度基地局〕</p> <p>〔(4)・(8) 略〕</p> <p>〔五〇十 略〕</p> <p>〔二〇五 略〕</p> <p>6 同一人に属する二以上の無線局相互間において、左の各号の一に該当する装置を共通に使用しようとする場合は、共通に使用しようとするすべての装置をそれぞれの無線局の無線設備の工事設計に含めて申請することができる。</p> <p>一 固定局、地上基幹放送局、航空局、基地局、高高度基地局、陸上移動中継局、陸上移動局、携帯局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、人工衛星局、構内無線局及び特別業務の局のうち二以上の無線局相互間において使用される同一規格の予備の無線設備(空中線系については、同一型式とする。)の装置</p> <p>〔二〇五 略〕</p> <p>〔七〇九 略〕</p> <p>(添付書類)</p> <p>第四条 〔略〕</p> <p>2 無線局事項書及び工事設計書の様式は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、アマチュア局(人工衛星等のアマチュア局を除く。)にあつては、第二十条の十三に定める様式によることができる。</p> <table border="1" data-bbox="201 1165 1086 1380"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">無線局事項書及び工事設計書の様式</th> </tr> <tr> <th>無線局事項書の様式</th> <th>工事設計書の様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔一 略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、高</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	無線局事項書及び工事設計書の様式		無線局事項書の様式	工事設計書の様式	〔一 略〕			一 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、高	〔略〕	〔略〕	<p>(免許の単位)</p> <p>第一条 〔同上〕</p> <p>〔一〇三 同上〕</p> <p>四</p> <p>〔(1)・(2) 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔(3)・(7) 同上〕</p> <p>〔五〇十 同上〕</p> <p>〔二〇五 同上〕</p> <p>6 〔同上〕</p> <p>一 固定局、地上基幹放送局、航空局、基地局、陸上移動中継局、陸上移動局、携帯局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、人工衛星局、構内無線局及び特別業務の局のうち二以上の無線局相互間において使用される同一規格の予備の無線設備(空中線系については、同一型式とする。)の装置</p> <p>〔二〇五 同上〕</p> <p>〔七〇九 同上〕</p> <p>(添付書類)</p> <p>第四条 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <table border="1" data-bbox="1142 1165 2027 1380"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">無線局事項書及び工事設計書の様式</th> </tr> <tr> <th>無線局事項書の様式</th> <th>工事設計書の様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔一 同上〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携</td> <td>〔同上〕</td> <td>〔同上〕</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	無線局事項書及び工事設計書の様式		無線局事項書の様式	工事設計書の様式	〔一 同上〕			一 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携	〔同上〕	〔同上〕
区 分		無線局事項書及び工事設計書の様式																					
	無線局事項書の様式	工事設計書の様式																					
〔一 略〕																							
一 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、高	〔略〕	〔略〕																					
区 分	無線局事項書及び工事設計書の様式																						
	無線局事項書の様式	工事設計書の様式																					
〔一 同上〕																							
一 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携	〔同上〕	〔同上〕																					

高度基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局	
〔三〇十三 略〕	

(添付書類の写しの提出部数等)

第八条 次の表の上欄に掲げる無線局の免許の申請をしようとする者は、免許の申請書及び添付書類に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる通数の書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長が写しの提出部数を減じ、又はその提出を要しないこととしたときは、この限りでない。

区 分	書 類
〔一 略〕	
一 非常局、 <b>基地局</b> 、 <b>高高度基地局</b> 、携帯基地局、船舶局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）、遭難自動通報局、航空機局、船上通信局、無線航行移動局及び無線標定移動局	〔略〕

〔2 略〕

(添付書類等)

第十六条の二 前条の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

〔一〇四 略〕

五 将来の業務計画等（電気通信業務用無線局（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第六号の電気通信業務並びに同法第六十四条第一項第一号及び第二号の電気通信事業を行うことを目的として開設する無線局（エリア放送（放送法施行規則第四百二十二条第二号に規定するエリア放送をいう。以下同じ。）を行う地上一般放送局を除く。）をいう。以下同じ。）及び陸上移動中継局（専用陸上移動中継局（**基地局**、**高高度基地局**及び陸上移動局の免許人が専ら自ら使用するために開設する陸上移動中継局をいう。以下同じ。）を除く。）に限る。）

〔六〇十一 略〕

〔二〇七 略〕

(添付書類の提出の省略)

第十六条の三 地上一般放送局、簡易無線局、構内無線局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、固定局、**基地局**、**高高度基地局**、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、船舶局、遭難自動通報局、陸上移動局、航空機局、携帯局、船上通信局、移動局、無線標識局、無線航行移動局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、特定実験試験局、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球

帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局	
〔三〇十三 同上〕	

(添付書類の写しの提出部数等)

第八条 〔同上〕

区 分	書 類
〔一 同上〕	
一 非常局、 <b>基地局</b> 、携帯基地局、船舶局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）、遭難自動通報局、航空機局、船上通信局、無線航行移動局及び無線標定移動局	〔同上〕

〔2 同上〕

(添付書類等)

第十六条の二 〔同上〕

〔一〇四 同上〕

五 将来の業務計画等（電気通信業務用無線局（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第六号の電気通信業務並びに同法第六十四条第一項第一号及び第二号の電気通信事業を行うことを目的として開設する無線局（エリア放送（放送法施行規則第四百二十二条第二号に規定するエリア放送をいう。以下同じ。）を行う地上一般放送局を除く。）をいう。以下同じ。）及び陸上移動中継局（専用陸上移動中継局（**基地局**及び陸上移動局の免許人が専ら自ら使用するために開設する陸上移動中継局をいう。以下同じ。）を除く。）に限る。）

〔六〇十一 同上〕

〔二〇七 同上〕

(添付書類の提出の省略)

第十六条の三 地上一般放送局、簡易無線局、構内無線局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、固定局、**基地局**、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、船舶局、遭難自動通報局、陸上移動局、航空機局、携帯局、船上通信局、移動局、無線標識局、無線航行移動局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、特定実験試験局、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の再免許を申

局の再免許を申請しようとする場合であつて、その申請書の添付書類に記載することとなる内容（前条第一項第十一号に規定する事項を除く。）が、現に受けている免許に係る申請書の添付書類の内容（免許の有効期間中に変更があつた場合は、当該変更後のもの）と同一である場合は、前条の規定にかかわらず、第十六条に規定する申請書にその旨を記載して当該申請書に添付する書類の提出を省略することができる。

[2 略]

（免許記録の周波数等の表示等）

第二十一条 [略]

[2 4 略]

5 同一人に属する二以上の簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局、携帯移動地球局、V S A T地球局又は実験試験局については、無線設備の常置場所（V S A T地球局にあつてはV S A T制御地球局の無線設備の設置場所とする。）を同じくする場合及び同一人に属する二以上のP H Sの基地局、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う基地局、高高度基地局若しくは陸上移動中継局、同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの基地局若しくは陸上移動中継局又は設備規則第四十九条の二十三の八に規定する地球局についてはその無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にある場合は、一の免許記録を作成することができる。

別表第二号第2 地一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、高高度基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

[略]

[様式略]

[注1～17 略]

18 17の欄は、次によること。なお、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(1) 移動しない無線局の場合（高高度基地局、P H Sの基地局、携帯無線通信を行う基地局、ローカル5 G（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、フェムトセル基地局、特定陸上移動中継局、特定地球局及び38GHzを超え39.5GHz以下の周波数の電波を使用する高度

申請しようとする場合であつて、その申請書の添付書類に記載することとなる内容（前条第一項第十一号に規定する事項を除く。）が、現に受けている免許に係る申請書の添付書類の内容（免許の有効期間中に変更があつた場合は、当該変更後のもの）と同一である場合は、前条の規定にかかわらず、第十六条に規定する申請書にその旨を記載して当該申請書に添付する書類の提出を省略することができる。

[2 同上]

（免許記録の周波数等の表示等）

第二十一条 [同上]

[2 4 同上]

5 同一人に属する二以上の簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局、携帯移動地球局、V S A T地球局又は実験試験局については、無線設備の常置場所（V S A T地球局にあつてはV S A T制御地球局の無線設備の設置場所とする。）を同じくする場合及び同一人に属する二以上のP H Sの基地局、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う基地局若しくは陸上移動中継局、同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの基地局若しくは陸上移動中継局又は設備規則第四十九条の二十三の八に規定する地球局についてはその無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にある場合は、一の免許記録を作成することができる。

別表第二号第2 地一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

[同左]

[様式同左]

[注1～17 同左]

18 [同左]

(1) 移動しない無線局の場合（P H Sの基地局、携帯無線通信を行う基地局、ローカル5 G（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、フェムトセル基地局、特定陸上移動中継局及び特定地球局の場合を除く。）

18キロメートルから50キロメートルまでに開設する固定局の場合を除く。)

[ア～ウ 略]

[(2)・(3) 略]

(4) 高高度基地局及び38GHzを超え39.5GHz以下の周波数の電波を使用する高度18キロメートルから50キロメートルまでに開設する固定局の場合

ア 設置場所の口にレ印を付けること。

イ 無線設備の設置場所の緯度及び経度を、それぞれ度、分、秒をもつて、「35.25.47」のように記載すること。

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

[19～25 略]

別表第二号の二第2 地一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、高高度基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

[様式略]

[注1～7 略]

8 7の欄は、次によること。ただし、気象援助局、基地局、高高度基地局、携帯基地局及び陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。

[ (1)～(4) 略]

[9～11 略]

12 12の欄は、次によること。

[ (1) 略]

(2) 海拔高及び地上高の欄は、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局のものについては地上高のみを、26.175MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものについては海拔高及び地上高を記載し、海拔高及び地上高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は最高部の高さを記載すること。ただし、移動する無線局、高高度基地局、PHSの基地局、フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。

[ (3)～(6) 略]

[13～15 略]

[ア～ウ 同左]

[(2)・(3) 同左]

[新設]

(4) [同左]

(5) [同左]

(6) [同左]

[19～25 同左]

別表第二号の二第2 地一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

[様式同左]

[注1～7 同左]

8 7の欄は、次によること。ただし、気象援助局、基地局、携帯基地局及び陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。

[ (1)～(4) 同左]

[9～11 同左]

12 [同左]

[ (1) 同左]

(2) 海拔高及び地上高の欄は、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局のものについては地上高のみを、26.175MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものについては海拔高及び地上高を記載し、海拔高及び地上高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は最高部の高さを記載すること。ただし、移動する無線局、PHSの基地局、フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。

[ (3)～(6) 同左]

[13～15 同左]

16 16の欄は、空中線系番号の別に、次により記載すること。

[ (1) ~ (5) 略 ]

(6) 高高度基地局については、最も低い運用高度及び最も高い運用高度における空中線高を「空中線高は海拔18kmから25kmまで」のように記載すること。空中線高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は最高部の高さを記載すること。また、設置場所を中心とした一定の範囲に留まる場合は、設置場所から取り得る最大の離隔距離を他の無線局との干渉調整を実施するための範囲（この（6）及び別表第二号の二第3注21（4）において「干渉調整範囲」という。）の半径とし、備考欄に「干渉調整範囲は半径10km」のように記載すること。

[17~27 略]

別表第二号の二第3 固定局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

[様式略]

[注1~11 略]

12 12の欄は、次により記載すること。

[ (1) ・ (2) 略 ]

(3) 海拔高及び地上高の欄は、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局のものについては地上高のみを、26.175MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものについては海拔高及び地上高を記載し、海拔高及び地上高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は最高部の高さを記載すること。ただし、38GHzを超え39.5GHz以下の周波数の電波を使用する高度18キロメートルから50キロメートルまでに開設する固定局の場合は、記載を要しない。

[ (4) ~ (7) 略 ]

[13~20 略]

21 22の欄は、11の欄の空中線系番号の別に、次により記載すること。

[ (1) ~ (3) 略 ]

(4) 38GHzを超え39.5GHz以下の周波数の電波を使用する高度18キロメートルから50キロメートルまでに開設される固定局については、最も低い運用高度及び最も高い運用高度における空中線高を「空中線高は海拔18kmから50kmまで」のように記載すること。空中線高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は最高部の高さを記載すること。また、設置場所を中心とした一定の範囲に留まる場合は、設置場所から取り得る最大の離隔距離を

16 [同左]

[ (1) ~ (5) 同左 ]

[新設]

[17~27 同左]

別表第二号の二第3 [同左]

[様式同左]

[注1~11 同左]

12 同左

[ (1) ・ (2) 同左 ]

(3) 海拔高及び地上高の欄は、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局のものについては地上高のみを、26.175MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものについては海拔高及び地上高を記載し、海拔高及び地上高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は最高部の高さを記載すること。

[ (4) ~ (7) 同左 ]

[13~20 同左]

21 [同左]

[ (1) ~ (3) 同左 ]

[新設]

干渉調整範囲の半径とし、備考欄に「干渉調整範囲は半径10km」のように記載すること

(5) 38GHzを超え39.5GHz以下の周波数の電波を使用する高度18キロメートルから50キロメートルまでに開設される固定局と通信を行う固定局については、送信空中線の最大輻射の方向の仰角の値を記載すること。

(6) 38GHzを超え39.5GHz以下の周波数の電波を使用する高度18キロメートルから50キロメートルまでに開設される固定局と通信を行う固定局のうち、通信の相手方を自動的に追尾する機能を有するものについては、指向確度の値及び方位角と仰角の別に稼働できる範囲をそれぞれ記載すること。

[22～34 略]

別表第二号の第三第1 簡易無線局、構内無線局、陸上移動局、携帯局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。以下この別表において同じ。）及び船上通信局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

[様式略]

[注1～22 略]

23 22の欄は、次によること。

〔(1)～(6) 略〕

(7) 携帯無線通信を行う無線局及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局（施行規則第15条の2第1項第2号又は第7号の3に掲げるもののうち、上空を移動範囲に含むものに限る。）又はローカル5Gの無線局（施行規則第15条の2第1項第2号又は第7号の4に掲げる無線局に係るもののうち、上空を移動範囲に含むものに限る。）にあつては、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。

(8) ローカル5Gの無線局（施行規則第15条の2第1項第2号又は第7号の4に掲げる無線局に係るもののうち、上空を移動範囲に含むものに限る。）にあつては、送信装置のフレーム構成を記載すること。

（記載例）

「平成31年総務省告示第23号に規定する同期方式」又は「平成31年総務省告示第23号に規定する準同期方式」

〔(9)・(10) 略〕

[新設]

[新設]

[22～34 同左]

別表第二号の第三第1 [同左]

[様式同左]

[注1～22 同左]

23 [同左]

〔(1)～(6) 同左〕

(7) 携帯無線通信を行う無線局及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局（施行規則第15条の2第1項第2号又は第7号の3に掲げるもののうち、河川、湖沼その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）又はローカル5Gの無線局（施行規則第15条の2第1項第2号又は第7号の4に掲げる無線局に係るもののうち、河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）にあつては、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。

(8) ローカル5Gの無線局（施行規則第15条の2第1項第2号又は第7号の4に掲げる無線局に係るもののうち、河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）にあつては、送信装置のフレーム構成を記載すること。

（記載例）

「平成31年総務省告示第23号に規定する同期方式」又は「平成31年総務省告示第23号に規定する準同期方式」

〔(9)・(10) 同左〕

<p>[24～37 略]</p> <p>別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の6、第20条の9及び第25条の2関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>[様式略]</p> <p>[注1～16 略]</p> <p>17 16の欄は、次によること。</p> <p>[ (1)～(3) 略]</p> <p>(4) 携帯無線通信を行う無線局及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であつて、特定無線局（施行規則第15条の2第1項第2号又は第7号の3に掲げる無線局に係るもののうち、<u>上空を移動範囲に含むものに限る。</u>）に係る申請の場合は、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。</p> <p>また、ローカル5Gの無線局であつて、特定無線局（施行規則第15条の2第1項第2号又は第7号の4に掲げる無線局に係るもののうち、<u>上空を移動範囲に含むものに限る。</u>）に係る申請の場合は、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。</p> <p>[ (5)～(11) 略]</p> <p>[18～29 略]</p>	<p>[24～37 同左]</p> <p>別表第二号の四 [同左]</p> <p>[様式同左]</p> <p>[注1～16 同左]</p> <p>17 [同左]</p> <p>[ (1)～(3) 同左]</p> <p>(4) 携帯無線通信を行う無線局及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であつて、特定無線局（施行規則第15条の2第1項第2号又は第7号の3に掲げる無線局に係るもののうち、<u>河川、湖沼その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。</u>）に係る申請の場合は、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。</p> <p>また、ローカル5Gの無線局であつて、特定無線局（施行規則第15条の2第1項第2号又は第7号の4に掲げる無線局に係るもののうち、<u>河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。</u>）に係る申請の場合は、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。</p> <p>[ (5)～(11) 同左]</p> <p>[18～29 同左]</p>
--	--

備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の1重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(無線局運用規則の一部改正)

第四条 無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを加える。

改正後	改正前								
<p>目次</p> <p>〔第一章～第三章 略〕</p> <p>第四章 固定業務、陸上移動業務及び携帯移動業務の無線局、簡易無線局並びに非常局の運用</p> <p>〔第一節・第二節 略〕</p> <p>第三節 携帯無線通信を行う基地局及び高高度基地局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局並びにローカル5Gの基地局の監視制御等（第百三十七条の二）</p> <p>〔第四節 混信の防止（第百三十七条の三）〕</p> <p>〔第五章～第十章 略〕</p> <p>附則</p> <p>（監視制御機能及び保守運用体制）</p> <p>第百三十七条の二 設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信（同条第四号の五及び第四号の七に規定するものに限る。）を行う基地局若しくは高高度基地局又は同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第十二号及び第十二号の二に規定するもののうち、無線局根本基準第三条第二号の二に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステム（次項において「自営等広帯域移動無線アクセスシステム」という。）以外のものに限る。）の基地局であつて、その空中線電力が一ワットを超えるものは、その無線設備の機能を維持するため、次の各号に掲げる監視制御機能及び保守運用体制について、それぞれに定める対策の下、運用するよう努めるものとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>第四節 混信の防止</p> <p>第百三十七条の三 高度一八キロメートルから五〇キロメートルまでに開設する固定局の地表面における最大電力束密度（搬送波のスペクトルのうち、最大の電力密度の一帯の帯域幅における一平方メートル当たりの電力束密度とし、一ワットを〇デシベルとする。）の値について、次の表の上欄に掲げる水平方向を基準とした電波の到来角の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えないよう適用しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="197 1173 1093 1388"> <thead> <tr> <th>電波の到来角(θ)</th> <th>電力束密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八度未満</td> <td>次に掲げる式による値以下 <math>-130+3.85\times\theta</math> デシベル</td> </tr> <tr> <td>八度以上四八度未満</td> <td>次に掲げる式による値以下 <math>-103.2+0.5\times\theta</math> デシベル</td> </tr> <tr> <td>四八度以上九〇度以下</td> <td>(一) 七九・二デシベル</td> </tr> </tbody> </table>	電波の到来角(θ)	電力束密度	八度未満	次に掲げる式による値以下 $-130+3.85\times\theta$ デシベル	八度以上四八度未満	次に掲げる式による値以下 $-103.2+0.5\times\theta$ デシベル	四八度以上九〇度以下	(一) 七九・二デシベル	<p>目次</p> <p>〔第一章～第三章 同上〕</p> <p>第四章 〔同上〕</p> <p>〔第一節・第二節 同上〕</p> <p>第三節 携帯無線通信を行う基地局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及びローカル5Gの基地局の監視制御等（第百三十七条の二）</p> <p>〔第五章～第十章 同上〕</p> <p>附則</p> <p>（監視制御機能及び保守運用体制）</p> <p>第百三十七条の二 設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信（同条第四号の五及び第四号の七に規定するものに限る。）を行う基地局又は同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第十二号及び第十二号の二に規定するもののうち、無線局根本基準第三条第二号の二に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステム（次項において「自営等広帯域移動無線アクセスシステム」という。）以外のものに限る。）の基地局であつて、その空中線電力が一ワットを超えるものは、その無線設備の機能を維持するため、次の各号に掲げる監視制御機能及び保守運用体制について、それぞれに定める対策の下、運用するよう努めるものとする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>〔新設〕</p>
電波の到来角(θ)	電力束密度								
八度未満	次に掲げる式による値以下 $-130+3.85\times\theta$ デシベル								
八度以上四八度未満	次に掲げる式による値以下 $-103.2+0.5\times\theta$ デシベル								
四八度以上九〇度以下	(一) 七九・二デシベル								

2] 高高度基地局は、本邦以外の地表面上における最大電力束密度（当該高高度基地局からの電波であつて、移動業務を行う無線局が受信する）、七〇MHzから一、八八五MHzまで、二〇〇MHzから二、〇三五MHzまで及び二、一一〇MHzから二、一七〇MHzまでの周波数の電波のスペクトルのうち、最大の電力密度の一MHzの帯域幅における一平方メートル当たりの電力束密度として、ワットを〇デシベルとする（次項において同じ。）の値が、表の上欄に掲げる水平方向を基準とした電波の到来角の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えないよう適用しなければならない。

電波の到来角（θ）	電力束密度
一度未満	(一) 一四四・五五デシベル
一度以上八〇度未満	次に掲げる式による値以下 $-144.55 + 0.45 \times (\theta - 11) \text{ デシベル}$
八〇度以上九〇度以下	(二) 一三三・五五デシベル

3] 前項の規定にかかわらず、高高度基地局は、総務大臣が別に告示する国又は地域の地表面上における最大電力束密度の値が、総務大臣が別に告示する値を超えないよう適用しなければならない。

4] 高高度基地局は、本邦以外の地表面上における最大電力束密度（当該高高度基地局からの電波であつて、固定業務を行う無線局が受信する）、七〇MHzから一、九八〇MHzまで、二〇〇MHzから二、〇三五MHzまで及び二、一一〇MHzから二、一七〇MHzまでの周波数の電波のスペクトルのうち、最大の電力密度の一MHzの帯域幅における一平方メートル当たりの電力束密度として、ワットを〇デシベルとする（次項において同じ。）の値が、表の上欄に掲げる水平方向を基準とした電波の到来角の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えないよう適用しなければならない。

電波の到来角（θ）	電力束密度
一度以下	(一) 一五〇デシベル
一度を超え二〇度以下	次に掲げる式による値以下 $-150 + 1.78 \times (\theta - 2) \text{ デシベル}$
二〇度を超え四八度以下	次に掲げる式による値以下 $-118 + 0.215 \times (\theta - 20) \text{ デシベル}$
四八度を超え九〇度以下	(二) 一三三デシベル

5] 前項の規定にかかわらず、高高度基地局は、総務大臣が別に告示する国又は地域の地表面上における最大電力束密度の値が、総務大臣が別に告示する値を超えないよう適用しなければならない。

6] 高高度基地局は、本邦以外の地表面上における最大電力束密度（当該高高度基地局からの電波であつて、二、一七〇MHzから二、二〇〇MHzまでの周波数の電波のスペクトルのうち、最大の

電力密度の四桁の帯域幅における「平方メートル当たりの電力密度とし、ワットを〇デシベルとする。」の値が、水平方向を基準とした電波の到来角が九〇度以下の場合においては「一六五デシベルを超えないよう適用しなければならない。」

7) 高度一八キロメートルから五〇キロメートルまでに開設する固定局と通信を行う固定局は、その送信空中線の最大輻射の方向の仰角の値が一〇度以上となるよう適用しなければならない。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線（下線を含む。）は注記である。

(無線設備規則の一部改正)

第五条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	
目次	
〔第一章～第三章 略〕	
第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件	
〔第一節～第八節 略〕	
第九節 五四MHz以上の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備（第五十八条の二の三十一第五十八条の二の十三）	
〔第五章 略〕	
附則	
（定義）	
第三条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。	
一 「携帯無線通信」とは、電気通信業務を行うことを目的として、携帯して使用するために開設され、又は自動車その他の陸上（河川、湖沼、領海その他これらに準ずる水域を含む）若しくはその上空を移動するものに開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局又は高高度基地局と当該陸上移動局との間で直接に、又は陸上移動中継局若しくは他の陸上移動局の中継により行われる無線通信（第七号に規定するデジタル空港無線通信並びに第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム及び第十五号に規定するローカル5Gの無線局による無線通信を除く。）をいう。	
〔二～十四 略〕	
十五 「ローカル5G」とは、四・六GHzを超え四・九GHz以下又は二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数の電波を使用する陸上（河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる水域を含む）又はその上空を移動するものに開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で行われる無線通信（陸上移動中継局又は陸上移動局の中継によるものを含む。以下この号において同じ。）であつて、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式を用いる無線通信を行うシステムをいう。	
〔十六 略〕	
（空中線電力の許容偏差）	
第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	
送信設備	許容偏差 上限 下限

改正前	
目次	
〔第一章～第三章 同上〕	
第四章 〔同上〕	
〔第一節～第八節 同上〕	
第九節 五四MHz以上の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備（第五十八条の二の三十一第五十八条の二の十二）	
〔第五章 同上〕	
附則	
（定義）	
第三条 〔同上〕	
一 「携帯無線通信」とは、電気通信業務を行うことを目的として、携帯して使用するために開設され、又は自動車その他の陸上を移動するものに開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で直接に、又は陸上移動中継局若しくは他の陸上移動局の中継により行われる無線通信（第七号に規定するデジタル空港無線通信並びに第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム及び第十五号に規定するローカル5Gの無線局による無線通信を除く。）をいう。	
〔二～十四 同上〕	
十五 「ローカル5G」とは、四・六GHzを超え四・九GHz以下又は二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数の電波を使用する陸上を移動するものに開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で行われる無線通信（陸上移動中継局又は陸上移動局の中継によるものを含む。以下この号において同じ。）であつて、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式を用いる無線通信を行うシステムをいう。	
〔十六 同上〕	
（空中線電力の許容偏差）	
第十四条 〔同上〕	
送信設備	許容偏差 上限 下限

		(パーセント)	(パーセント)
〔略〕			
六 次に掲げる送信設備 〔一〕〔三〕 略 四 第四十九条の四の二の三においてその無線設備の条件が定められている無線局の送信設備 五 第五十八条の二の十三においてその無線設備の条件が定められている無線局の送信設備	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕			
十 第四十九条の六に定める携帯無線通信の中継を行う無線局(基地局又は高高度基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う陸上移動局又は陸上移動中継局をいう。以下同じ。)の送信設備	陸上移動局又は陸上移動中継局の送信設備(七一五MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合を除く。)であつて、基地局又は高高度基地局と通信を行うもの	〔略〕	〔略〕
〔略〕			
十四 シングルキャリアア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備	第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている基地局及び高高度基地局の送信設備	〔略〕	〔略〕
〔略〕			
十六 シングルキャリアア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式	第四十九条の六の十三において無線設備の条件が定められている基	〔略〕	〔略〕

		(パーセント)	(パーセント)
〔同上〕			
六 次に掲げる送信設備 〔一〕〔三〕 同上 四 第四十九条の四の二の三においてその無線設備の条件が定められている無線局の送信設備	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕			
十 第四十九条の六に定める携帯無線通信の中継を行う無線局(基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う陸上移動局又は陸上移動中継局をいう。以下同じ。)の送信設備	陸上移動局又は陸上移動中継局の送信設備(七一五MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合を除く。)であつて、基地局と通信を行うもの	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕			
十四 シングルキャリアア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備	第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕			
十六 シングルキャリアア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式	第四十九条の六の十三において無線設備の条件が定められている基	〔同上〕	〔同上〕

無線通信を行う無線局の送信設備及びローカル5Gの無線局の送信設備	地局及び高高度基地局の送信設備
	「略」
「略」	

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四十ナノワット以下でなければならない。

「2、6 略」

7 一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置については、第二項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

「一・二 略」

三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置

無線局の種類別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で(一)五七デシベル以下の値
		イ 一、〇〇〇MHz以上二、〇一〇MHz未満	任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下の値
		ウ 二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一MHz幅で(一)五二デシベル以下の値
		エ 二、〇二五MHzを超え二・七五GHz以下(二、一〇〇MHz以上二	任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下の値

無線通信を行う無線局の送信設備及びローカル5Gの無線局の送信設備	地局の送信設備
	「同上」
「同上」	

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 「同上」

「2、6 同上」

7 「同上」

「一・二 同上」

三 「同上」

無線局の種類別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で(一)五七デシベル以下の値
		イ 一、〇〇〇MHz以上二、〇一〇MHz未満	任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下の値
		ウ 二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一MHz幅で(一)五二デシベル以下の値
		エ 二、〇二五MHzを超え二・七五GHz以下(二、一〇〇MHz以上二	任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下の値

高高度基地局	一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 イ 一、〇〇〇MHz以上二、七五〇MHz未満(二、一〇〇MHz以上二、一八〇MHz以下を除く。)	、一八〇MHz以下を除く。)	任意の一〇〇kHz幅で(二)五七デシベル以下の値 任意の一MHz幅で(二)四七デシベル以下の値
[略]				

四 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置

無線局の種類別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で(二)五七デシベル以下の値
	イ 一、〇〇〇MHz以上二、一〇〇MHz未満	任意の一MHz幅で(二)四七デシベル以下の値
	ウ 二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一MHz幅で(二)五二デシベル以下の値
	エ 二、〇二五MHzを超え二、七五〇MHz未満(二、一〇〇MHz以上二、一八〇MHz以下を除く。)	任意の一MHz幅で(二)四七デシベル以下の値
高高度基地局	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で(二)五七デシベル以下の値
	イ 一、〇〇〇MHz以上二、七五〇MHz未満(二、一〇〇MHz以上二、一八〇MHz以下を除く。)	任意の一MHz幅で(二)四七デシベル以下の値
[略]		

[8 ~ 36 略]

(携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備)

			、一八〇MHz以下を除く。)	
[同上]				

四 [同上]

無線局の種類別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で(二)五七デシベル以下の値
	イ 一、〇〇〇MHz以上二、一〇〇MHz未満	任意の一MHz幅で(二)四七デシベル以下の値
	ウ 二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一MHz幅で(二)五二デシベル以下の値
	エ 二、〇二五MHzを超え二、七五〇MHz未満(二、一〇〇MHz以上二、一八〇MHz以下を除く。)	任意の一MHz幅で(二)四七デシベル以下の値
[同上]		

[8 ~ 36 同上]

(携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備)

第四十九条の六 携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備であつて、七二五MHzを超え七四八MHz以下、七七〇MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七一〇MHzを超え一、七八五MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件（陸上移動中継局の無線設備にあつては、第二号に限る。）に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

基地局又は高高度基地局（以下「基地局等」という。）と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

〔二 略〕

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 基地局対向器（陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）の無線設備であつて、基地局と通信を行うものをいう。以下同じ。）及び高高度基地局対向器（陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）の無線設備であつて、高高度基地局と通信を行うものをいう。）（以下「基地局等対向器」という。）の空中線電力の総和は、四〇ミリワット以下であること。

二 基地局等対向器の送信空中線の絶対利得は、九デシベル以下であること。

〔三・四 略〕

五 基地局等対向器及び陸上移動局対向器の増幅度（基地局等対向器の入力電力に対する陸上移動局対向器の出力電力の比又は陸上移動局対向器の入力電力に対する基地局等対向器の出力電力の比をいう。以下同じ。）特性は、総務大臣が別に定める値に適合すること。

〔六 略〕

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）

第四十九条の六の九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局、高高度基地局（高度八mから二五mまでに開設するものに限る。以下この条及び第四十九条の六の十三において同じ。）又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式（半複信方式のものを含む。）を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

無線局の区分	周波数
基地局の無線設備	七七〇MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHz

第四十九条の六 「同上」

一 「同上」

基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

〔二 同上〕

2 「同上」

一 基地局対向器（陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）の無線設備であつて、基地局と通信を行うものをいう。以下同じ。）の空中線電力の総和は、四〇ミリワット以下であること。

二 基地局対向器の送信空中線の絶対利得は、九デシベル以下であること。

〔三・四 同上〕

五 基地局対向器及び陸上移動局対向器の増幅度（基地局対向器の入力電力に対する陸上移動局対向器の出力電力の比又は陸上移動局対向器の入力電力に対する基地局対向器の出力電力の比をいう。以下同じ。）特性は、総務大臣が別に定める値に適合すること。

〔六 同上〕

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）

第四十九条の六の九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式（半複信方式のものを含む。）を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

無線局の区分	周波数
基地局の無線設備	七七〇MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHz

高高度基地局の無線設備	を 超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九 六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一 、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超 え、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超 え二、一七〇MHz以下
「略」	二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下

一 一般的条件

イ 通信方式は、**基地局等**から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から**基地局等**へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式を使用する複信方式（占有周波数帯幅の許容値が二〇〇kHzの陸上移動局との通信にあつては半複信方式とすることとし、占有周波数帯幅の許容値が一・四MHzの陸上移動局との通信にあつては半複信方式とすることができる。）であること。

ロ **基地局等**と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

ハ 一の**基地局等**の通話チャネルから他の**基地局等**の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること。

ニ **基地局等**の無線設備は、電気通信回線設備と接続できるものであること。

ホ 一の**基地局等**の役務の提供に係る区域であつて、当該役務を提供するために必要な電界強度が得られる区域は、当該区域のトラヒックに合わせ細分化ができること。

ヘ キャリアアグリゲーション技術（二以上の搬送波を同時に用いて一体として行う無線通信の技術をいう。以下同じ。）を用いる場合には、一又は複数の**基地局等**（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（**基地局等**へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。）との間の通信（総務大臣が別に告示するものを除く。）に限ること。

(1) **基地局等**及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルロードレス電話の親機

「(イ)・(ロ) 略」

(2) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う**基地局等**であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

「(三)〜(ウ) 略」

「(2) 略」

ト 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する無線設備の空中線電力は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定める値とする。

同上	を 超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九 六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一 、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超 え、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超 え二、一七〇MHz以下
同上	二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下

一 一般的条件

イ 通信方式は、**基地局**から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から**基地局**へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式を使用する複信方式（占有周波数帯幅の許容値が二〇〇kHzの陸上移動局との通信にあつては半複信方式とすることとし、占有周波数帯幅の許容値が一・四MHzの陸上移動局との通信にあつては半複信方式とすることができる。）であること。

ロ **基地局**と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

ハ 一の**基地局**の通話チャネルから他の**基地局**の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること。

ニ **基地局**の無線設備は、電気通信回線設備と接続できるものであること。

ホ 一の**基地局**の役務の提供に係る区域であつて、当該役務を提供するために必要な電界強度が得られる区域は、当該区域のトラヒックに合わせ細分化ができること。

ヘ キャリアアグリゲーション技術（二以上の搬送波を同時に用いて一体として行う無線通信の技術をいう。以下同じ。）を用いる場合には、一又は複数の**基地局**（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（**基地局**へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。）との間の通信（総務大臣が別に告示するものを除く。）に限ること。

(1) **基地局**及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルロードレス電話の親機

「(イ)・(ロ) 同上」

(2) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う**基地局**であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

「(三)〜(ウ) 同上」

「(2) 同上」

ト 「同上」

(1) 基地局等の無線設備 各空中線端子における値

〔2〕 略

チ 基地局等の無線設備のうち、第一章第六節の周波数等を維持する機能を有するものにあつては、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

〔1・2〕 略

リ チャンネル間隔は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる周波数に応じ同表下欄に掲げるとおりとする。

無線局の区分	周波数	チャンネル間隔
基地局の無線設備	七七〇 MHz を超え七七三 MHz 以下	三 MHz
	七七三 MHz を超え八〇三 MHz 以下又は一、八〇五 MHz を超え一、八八〇 MHz 以下	三 MHz、五 MHz、一〇 MHz、一五 MHz 又は二〇 MHz
	八六〇 MHz を超え八九〇 MHz 以下又は九四五 MHz を超え九六〇 MHz 以下	三 MHz、五 MHz、一〇 MHz 又は一五 MHz
	一、四七五・九 MHz を超え一、五一〇・九 MHz 以下又は二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下	五 MHz、一〇 MHz、一五 MHz 又は二〇 MHz
高高度基地局の無線設備	二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下	五 MHz、一〇 MHz、一五 MHz 又は二〇 MHz

〔一 略〕

2 前項の陸上移動局の無線設備（第二項及び第五項並びに第三項及び第六項に規定する陸上移動局の無線設備を除く。）は、前項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局等及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（キャリアアグリゲーション技術を用いて前項第一号へ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該無線局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

〔二 略〕

三 前項の基地局等及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局等（高高度基地局にあつては、

(1) 基地局等の無線設備 各空中線端子における値

〔2〕 同上

チ 基地局等の無線設備のうち、第一章第六節の周波数等を維持する機能を有するものにあつては、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

〔1・2〕 同上

リ 〔同上〕

無線局の区分	周波数	チャンネル間隔
基地局の無線設備	七七〇 MHz を超え七七三 MHz 以下	三 MHz
	七七三 MHz を超え八〇三 MHz 以下又は一、八〇五 MHz を超え一、八八〇 MHz 以下	三 MHz、五 MHz、一〇 MHz、一五 MHz 又は二〇 MHz
	八六〇 MHz を超え八九〇 MHz 以下又は九四五 MHz を超え九六〇 MHz 以下	三 MHz、五 MHz、一〇 MHz 又は一五 MHz
	一、四七五・九 MHz を超え一、五一〇・九 MHz 以下又は二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下	五 MHz、一〇 MHz、一五 MHz 又は二〇 MHz

〔一 同上〕

〔同上〕

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局等及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（キャリアアグリゲーション技術を用いて前項第一号へ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該無線局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

〔二 同上〕

三 前項の基地局等及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局等及び時分割・直交周波数分割多元

再生中継方式（受信した電波を復調し、変調し、及び増幅して送信する中継方式をいう。以下同じ。）を用いるものに限る。）及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（キャリアアグリゲーション技術を用いて前項第一号へ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該無線局を含む。）からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

〔四く六 略〕

〔3・4 略〕

5 第一項の陸上移動局の無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値が二〇〇kHzのものは、同項（第一号へを除く。）に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である**基地局等**の電波を受信することによつて、総務大臣が別に告示する周波数の範囲内から自動的に選択されること。
- 二 第一項の**基地局等**からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である**基地局等**（高高度基地局にあつては、再生中継方式を用いるものに限る。）からの制御情報に基づき、空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

〔三く五 略〕

6 第一項の陸上移動局の無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値が一・四MHzのものは、同項（第一号へを除く。）に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である**基地局等**の電波を受信することによつて自動的に選択されること。
- 二 第一項の**基地局等**からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である**基地局等**（高高度基地局にあつては、再生中継方式を用いるものに限る。）からの制御情報に基づき、空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

三 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、通信の相手方となる**基地局等**のチャネル間隔と同じチャネル間隔の送信帯域の周波数帯（当該周波数帯に第一項及び本項に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値の周波数の範囲が含まれること。）で、空中線端子において、次のとおりであること。

〔イ 略〕

- ロ 通信の相手方となる**基地局等**のチャネル間隔が五MHzのものにあつては、任意の四・五MHz幅で（一）四八・五デシベル（二ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。
- ハ 通信の相手方となる**基地局等**のチャネル間隔が一〇MHzのものにあつては、任意の九MHz幅で（一）四八・五デシベル（二ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。
- ニ 通信の相手方となる**基地局等**のチャネル間隔が一五MHzのものにあつては、任意の一三・

接続方式デジタルコードレス電話の親機（キャリアアグリゲーション技術を用いて前項第一号へ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該無線局を含む。）からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

〔四く六 同上〕

〔3・4 同上〕

5 〔同上〕

- 一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である**基地局**の電波を受信することによつて、総務大臣が別に告示する周波数の範囲内から自動的に選択されること。
- 二 第一項の**基地局**からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である**基地局**からの制御情報に基づき、空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

〔三く五 同上〕

6 〔同上〕

- 一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である**基地局**の電波を受信することによつて自動的に選択されること。
- 二 第一項の**基地局**からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である**基地局**からの制御情報に基づき、空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

三 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、通信の相手方となる**基地局**のチャネル間隔と同じチャネル間隔の送信帯域の周波数帯（当該周波数帯に第一項及び本項に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値の周波数の範囲が含まれること。）で、空中線端子において、次のとおりであること。

〔イ 同上〕

- ロ 通信の相手方となる**基地局**のチャネル間隔が五MHzのものにあつては、任意の四・五MHz幅で（一）四八・五デシベル（二ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。
- ハ 通信の相手方となる**基地局**のチャネル間隔が一〇MHzのものにあつては、任意の九MHz幅で（一）四八・五デシベル（二ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。
- ニ 通信の相手方となる**基地局**のチャネル間隔が一五MHzのものにあつては、任意の一三・五

五 MHz 幅で (二) 四八・五デシベル (二ミリワットを〇デシベルとする。) 以下であること。

ホ 通信の相手方となる**基地局等**のチャネル間隔が二〇MHzのものにあつては、任意の一八MHz幅で (二) 四八・五デシベル (二ミリワットを〇デシベルとする。) 以下であること。

〔四・五 略〕

第四十九条の六の十三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う**基地局等**又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式 (半複信方式を含む。) を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

無線局の区分	周波数
基地局の無線設備	七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
高高度基地局の無線設備	二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下

〔略〕

一 一般的条件

イ 通信方式は、**基地局等**から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から**基地局等**へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する複信方式 (第四号に規定する陸上移動局との通信にあつては半複信方式とすることができる。) であること。

ロ **基地局等**と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

ハ 一の**基地局等**の通話チャネルから他の**基地局等**の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること。

ニ **基地局等**の無線設備は、電気通信回線設備と接続できるものであること。

ホ 一の**基地局等**の役務の提供に係る区域であつて、当該役務を提供するために必要な電界強度が得られる区域は、当該区域のトラヒックに合わせ細分化ができること。

ヘ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の**基地局等** (陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。) と一又は複数の陸上移動局 (基

MHz 幅で (二) 四八・五デシベル (二ミリワットを〇デシベルとする。) 以下であること。

ホ 通信の相手方となる**基地局**のチャネル間隔が二〇MHzのものにあつては、任意の一八MHz幅で (二) 四八・五デシベル (二ミリワットを〇デシベルとする。) 以下であること。

〔四・五 同上〕

第四十九条の六の十三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う**基地局**又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式 (半複信方式を含む。) を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

無線局の区分	周波数
基地局の無線設備	七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下

〔同上〕

一 〔同上〕

イ 通信方式は、**基地局**から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から**基地局**へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する複信方式 (第四号に規定する陸上移動局との通信にあつては半複信方式とすることができる。) であること。

ロ **基地局**と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

ハ 一の**基地局**の通話チャネルから他の**基地局**の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること。

ニ **基地局**の無線設備は、電気通信回線設備と接続できるものであること。

ホ 一の**基地局**の役務の提供に係る区域であつて、当該役務を提供するために必要な電界強度が得られる区域は、当該区域のトラヒックに合わせ細分化ができること。

ヘ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の**基地局** (陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。) と一又は複数の陸上移動局 (基地

基地局等へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。)との間の通信(総務大臣が別に告示するものを除く。)に限ること。

(1) 基地局等及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機

(4) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局等であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

〔ロ(4) 略〕

〔2) 略〕

〔ト 略〕

チ 基地局等の無線設備のうち、第一章第六節の周波数等を維持する機能を有するものにあつては、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

〔(1)・(2) 略〕

〔二 略〕

三 陸上移動局の無線設備(次号に規定するものを除く。)は、前二号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

イ 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局等及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機(キャリアアグリゲーション技術を用いて第一号へ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該無線局を含む。)の電波を受信することによって自動的に選択されること。

ロ 通信の相手方である基地局等(高高度基地局にあつては、再生中継方式を用いるものに限る。)及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機(キャリアアグリゲーション技術を用いて第一号へ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該無線局を含む。)からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

〔ハ(ホ) 略〕

〔四 略〕

〔2・3 略〕

(時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局等の無線設備)

第四十九条の二十九 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局(時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当該基地

局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。)との間の通信(総務大臣が別に告示するものを除く。)に限ること。

(1) 基地局等及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機

(4) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

〔ロ(4) 同上〕

〔2) 同上〕

〔ト 同上〕

チ 基地局の無線設備のうち、第一章第六節の周波数等を維持する機能を有するものにあつては、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

〔(1)・(2) 同上〕

〔三 同上〕

〔四 同上〕

イ 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機(キャリアアグリゲーション技術を用いて第一号へ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該無線局を含む。)の電波を受信することによって自動的に選択されること。

ロ 通信の相手方である基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機(キャリアアグリゲーション技術を用いて第一号へ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該無線局を含む。)からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

〔ハ(ホ) 同上〕

〔四 同上〕

〔2・3 同上〕

(時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局等の無線設備)

第四十九条の二十九 〔同上〕

局と当該基地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。)の無線設備であつて、二、五四五㎒を超え二、六五五㎒以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔一・二 略〕

〔2・3 略〕

4 第二項の陸上移動局(中継を行うものに限る。)の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信装置の空中線電力は、次に掲げる中継方式の区分に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

イ 再生中継方式

〔1・2 略〕

〔ロ 略〕

〔二〜四 略〕

〔5〜8 略〕

(三八㎒を超え三九・五㎒以下の周波数の電波を使用する高度一八kmから五〇kmまでに開設する固定局等の無線設備)

第五十八条の二の十三 三八㎒を超え三九・五㎒以下の周波数の電波を使用する高度一八kmから五〇kmまでに開設する固定局又は当該固定局と通信を行う固定局の無線設備は、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 変復調器(変調により復元可能な信号を生成し、復調により元の情報を再現し得る装置をいう。以下この号において同じ。)は、次のとおりであること。

ア 三八㎒を超え三九・五㎒以下の周波数の電波を使用する高度一八kmから五〇kmまでに開設する固定局又は当該固定局と通信を行う固定局に設置される変復調器が、その通信の相手方の変復調器を自動的に識別可能であること。

イ 三八㎒を超え三九・五㎒以下の周波数の電波を使用する高度一八kmから五〇kmまでに開設する固定局又は当該固定局と通信を行う固定局に設置される変復調器間の制御信号によつて、周波数が自動的に設定されるものであること。

二 隣接チャネル漏えい電力は、搬送波電力より二七・二デシベル以上低い値であること。

別表第一号(第5条関係)

周波数の許容偏差の表

〔表略〕

〔注1〜30 略〕

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、

〔一・二 同上〕

〔2・3 同上〕

4 〔同上〕

一 〔同上〕

イ 再生中継方式(受信した電波を復調し、変調し、及び増幅して送信する中継方式をいう。以下この条及び次条において同じ。)

〔1・2 同上〕

〔ロ 同上〕

〔二〜四 同上〕

〔5〜8 同上〕

〔新設〕

別表第一号(第5条関係)

周波数の許容偏差の表

〔表同左〕

〔注1〜30 同左〕

31 〔同左〕

この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局の送信設備に使用するもの

ア 第49条の6に定める携帯無線通信の中継を行う無線局

次の式により求められる値を許容偏差とする（ $f$  は、送信周波数（単位Hz）とする。）。

(7) 陸上移動局

[A 略]

B 基地局等対向器 300Hz

(4) 陸上移動中継局

[A 略]

B 基地局等と通信を行う陸上移動中継局の無線設備 300Hz

[イ～カ 略]

キ シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局

次の式により求められる値を許容偏差とする（ $f$  は、送信周波数（単位Hz）とする。）。

(7) 基地局等

[A～C 略]

[(4)・(7) 略]

[ク～コ 略]

サ 第49条の6の13に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局

次の式により求められる値を許容偏差とする（ $f$  は、送信周波数（単位Hz）とする。）。

(7) 基地局等

[A～C 略]

[(4) 略]

[(2)～(15) 略]

(16) 38GHzを超え39.5GHz以下の周波数の電波を使用するもの（(13)及び(15)に掲げるものを除く。） 100 (10<sup>-6</sup>)

[(17)～(25) 略]

[32～58 略]

別表第二号（第6条関係）

[第1～第11 略]

第12 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及

(1) [同左]

ア [同左]

[同左]

(7) [同左]

[A 同左]

B 基地局対向器 300Hz

(4) [同左]

[A 同左]

B 基地局と通信を行う陸上移動中継局の無線設備 300Hz

[イ～カ 同左]

キ [同左]

[同左]

(7) 基地局

[A～C 同左]

[(4)・(7) 同左]

[ク～コ 同左]

サ [同左]

[同左]

(7) 基地局

[A～C 同左]

[(4) 同左]

[(2)～(15) 同左]

(16) 38GHzを超え39.5GHz以下の周波数の電波を使用するもの（(10)及び(12)に掲げるものを除く。） 100 (10<sup>-6</sup>)

[(17)～(25) 同左]

[32～58 同左]

別表第二号（第6条関係）

[第1～第11 同左]

第12 [同左]

び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局及びローカル 5 G の無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第 1 から第 4 までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する。

[ 1 ～ 5 略 ]

6 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局及びローカル 5 G の無線局の無線設備

[(1)～(3) 略]

(4) 第49条の6の13に規定する基地局、高高度基地局及び陸上移動局の無線設備

[ア～オ 略]

[第13～第84 略]

第85 第58条の2の13に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、500MHzとする。

[ 1 ～ 5 同左 ]

6 [同左]

[(1)～(3) 同左]

(4) 第49条の6の13に規定する基地局及び陸上移動局の無線設備

[ア～オ 同左]

[第13～第84 同左]

[新設]

備考 表中の [ ] の記載は、対象規定の11項傍線を付した際記号を添へず付した傍線は付記である。

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)

第六条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第二項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>[一〇十一の二十の六 略]</p> <p><del>十一の二十の七 設備規則第四十九条の六の九第一項においてその無線設備の条件が定められている高高度基地局に使用するための無線設備</del></p> <p>[十一の二十一〇十一の三十三の三 略]</p> <p><del>十一の三十三の四 設備規則第四十九条の六の十三第一項においてその無線設備の条件が定められている高高度基地局に使用するための無線設備</del></p> <p>[十一の三十四〇八十四 略]</p> <p><del>八十五 設備規則第五十八条の二の十三においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備</del></p> <p>[2 略]</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>[①・② 略]</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。</p> <p>[表 別紙一 挿入]</p> <p>[注1〇24 略]</p> <p>[イ・ウ 略]</p> <p>[11・13 略]</p> <p>別表第二号 工事設計の様式(別表第一号一(1)関係)</p> <p>第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書</p> <p>[様式略]</p> <p>[注1 略]</p> <p>2 2の(1)の欄は、電波の型式別に、無線設備系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。</p>	<p>(特定無線設備等)</p> <p>第一条 [同上]</p> <p>[一〇十一の二十の六 同上]</p> <p>[新設]</p> <p>[十一の二十一〇十一の三十三の三 同上]</p> <p>[新設]</p> <p>[十一の三十四〇八十四 同上]</p> <p>[新設]</p> <p>[2 同上]</p> <p>別表第一号 [同上]</p> <p>一 [同上]</p> <p>[①・② 同上]</p> <p>(3) [同上]</p> <p>[同上]</p> <p>ア [同上]</p> <p>[表 別紙一 挿入]</p> <p>[注1〇24 同上]</p> <p>[イ・ウ 同上]</p> <p>[11・13 同上]</p> <p>別表第二号 [同左]</p> <p>第一 [同左]</p> <p>[様式同左]</p> <p>[注1 同左]</p> <p>2 [同左]</p>

〔(1)～(3) 略〕

(4) 第2条第1項第85号に掲げる無線設備にあつては、運用規則第137条の3に掲げる最大電力束密度の値を遵守していることを示す書類を添付すること。

3 2の(2)の欄は、「F 3 E 142MHzから162MHzまで」又は「F 3 E 143.54, 149.01, 149.03, 153.33, 165.97MHz」のように記載するほか、次によること。

〔(1)～(3) 略〕

(4) 第2条第1項第11号の19、第11号の21、第11号の30、第11号の32、第11号の34、第21号の3、第54号若しくは第54号の6に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第2条第1項第11号の20から第11号の20の3まで、第11号の20の7、第11号の22から第11号の24まで、第11号の29から第11号の29の3まで、第11号の31から第11号の31の3まで、第11号の33から第11号の33の4まで、第21号の3、第53号、第54号の2、第54号の3若しくは第54号の5から第54号の5の3までに掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯(次のアからセまでに掲げる周波数帯をいう。)及び当該搬送波の数を記載すること。

〔ア～セ 略〕

(5) 第2条第1項第11号の19の3又は第54号の4に掲げる無線設備にあつては、通信の相手方となる基地局及び高高度基地局のチャンネル間隔を「通信の相手方となる基地局等のチャンネル間隔は、5MHz、10MHz及び15MHzとする。」のように付記すること。

〔(6) 略〕

〔4～12 略〕

〔第二～第六 略〕

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものと  
する。

〔様式略〕

〔注1～3 略〕

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
〔略〕	〔略〕

〔(1)～(3) 同左〕

〔新設〕

3 〔同左〕

〔(1)～(3) 同左〕

(4) 第2条第1項第11号の19、第11号の21、第11号の30、第11号の32、第11号の34、第21号の3、第54号若しくは第54号の6に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第2条第1項第11号の20から第11号の20の3まで、第11号の22から第11号の24まで、第11号の29から第11号の29の3まで、第11号の31から第11号の31の3まで、第11号の33から第11号の33の3まで、第21号の3、第54号の2の2、第54号の3若しくは第54号の5から第54号の5の3までに掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯(次のアからセまでに掲げる周波数帯をいう。)及び当該搬送波の数を記載すること。

〔ア～セ 同左〕

(5) 第2条第1項第11号の19の3又は第54号の4に掲げる無線設備にあつては、通信の相手方となる基地局のチャンネル間隔を「通信の相手方となる基地局のチャンネル間隔は、5MHz、10MHz及び15MHzとする。」のように付記すること。

〔(6) 同左〕

〔4～12 同左〕

〔第二～第六 同左〕

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

〔同左〕

〔様式同左〕

〔注1～3 同左〕

4 〔同左〕

特定無線設備の種別	記号
〔同左〕	〔同左〕

第2条第1項第11号の20の6に掲げる無線設備	T S
第2条第1項第11号の20の7に掲げる無線設備	T Q
[略]	[略]
第2条第1項第11号の33の3に掲げる無線設備	J Q
第2条第1項第11号の33の4に掲げる無線設備	U Q
[略]	[略]
第2条第1項第84号に掲げる無線設備	T M
第2条第1項第85号に掲げる無線設備	V Q
[略]	[略]

[5 略]

第2条第1項第11号の20の6に掲げる無線設備	T S
[同左]	[同左]
第2条第1項第11号の33の3に掲げる無線設備	J Q
[同左]	[同左]
第2条第1項第84号に掲げる無線設備	T M
[同左]	[同左]

[5 同左]

備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

### (施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

### (特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この省令の施行の際現に受けている第五条の規定による改正前の無線設備規則（次項において「旧設備規則」という。）第四十九条の六の九第一項及び第六項に規定する無線局の無線設備に係る電波法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は同法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下この項及び次項において「技術基準適合証明等」という。）により表示が付された無線設備については、当該無線設備の技術基準適合証明等に係る工事設計に変更がない限りにおいて、第六条の規定による改正前の特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（以下この項及び次項において「旧証明規則」という。）別表第二号第一注3(5)の規定に基づき旧証明規則別表第二号第一2の(2)の欄に付記されている通信の相手方に高高度基地局（第二条の規定による改正後の電波法施行規則第四条第一項第六号の二に規定する高高度基地局をいう。次項において同じ。）を含むものとして、第五条の規定による改正後の無線設備規則第四十九条の六の九第一項及び第六項に規定する無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等を受けたものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にされている旧設備規則第四十九条の六の九第一項及び第六項に規定する

無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、旧証明規則別表第二号第一注3(5)の規定に基づき旧証明規則別表第二号第一2の(2)の欄に付記されている通信の相手方に高高度基地局を含むものとみなして、第六条の規定による改正後の特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（この項において「新証明規則」という。）第六条の規定又は新証明規則第十七条の規定を適用する。

															上同	四 別紙					
															上同						
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	備設線無の六の十二の号一十第項一第条二第	特定無線設備の種別
															上同						
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	備設線無の三の三十三の号一十第項一第条二第		
															上同						
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	備設線無の号四十八第項一第条二第		
															上同						

